



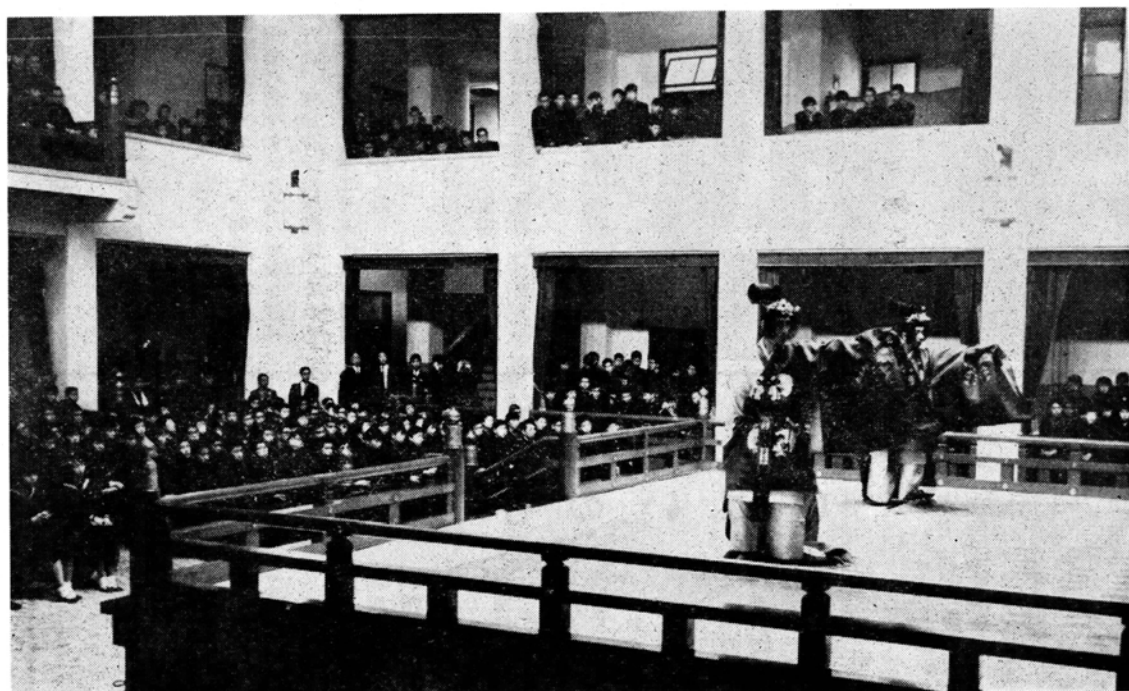
昭和41年3月5日発行

千代田区役所

TEL (261) { 0151
8531

区のおしらせ

No. 219



春のもよおし二題

【写真】

上 卒業式をひかえ、古式豊かな雅楽を参観する区立中学校三年生

左 春の陽ざしを浴びて行なわれた内濠周回駅伝

(三二、〇〇〇部印刷全世帯配布)

内神田地区の街区表示板などの

取り付け作業順調に進む

内神田地区が 4月1日から新しい町名になるため、区では、街区表示板や住居番号表示板を取り付ける作業を急ピッチで進めています。

これらはともにアルミ製で、明るいブルーの地に、白いエナメルで町名や、街区符号、住居番号が書かれ、雨にぬれても、風にふかれてもはがれないようにできています。

街区表示板は、たて六十六センチよこ十二センチで、各街区の四すみなど見やすいところに取り付けられ、住居番号表示板は、たて六センチ、よこ十二センチで、各家庭の玄関や門柱に取り付けられます。

これらの取り付け作業には、地元の一ひとたちも、大変協力的で、作業は順調に進み、係員たちも大喜びです。



富士見いこいの家で

いこいのひとときを

富士見いこいの家は、区立富士見住宅の一階に、おとしよりのかたがたのいこいの場として設けられたものです。

三十畳の和室では、テレビを見たり、電番から流れるメロデーに耳を傾けたり、碁、将棋なども楽しめます。また、踊り、浪曲、詩吟、尺八などの練習会にも使えます。

広さ十五平方呎の洋間では、からだをゆつくりと長いすにもたれかけながら、世間話などの雑談に花を咲かせることができます。

利用については、次のとおりです。

利用できるひと
区内に住んでいるおとしよりで六十才以上のひと

利用時間

午前10時から午後5時まで

利用方法

◇個人で使うとき

お米の通帳や住民票など住民であることを証明するものとはんこをもつて、いこいの家で登録してください。それから後は、利用のつど登録証を見せてから利用簿に記入すれば利用できます。

◇団体で使うとき

代表者の方が、利用したい日の四日前までに、厚生部厚生課厚生係で、利用許可を受けてください。手続きには、代表者のはんこがいります。

定員 六十名

定休日

毎週月曜日、祝祭日と年末年始の休日

その他

いこいの家には、湯のみ茶わん、やかん、お茶は用意してありますので、お手数ですが、セルフサービスをお願いします。

3月15日に19周年記念式

区では、3月15日午後1時30分から、区公会堂で、第19回目の区政記念日の式典を開きます。

「千代田区」は、昭和22年3月15日、当時の麹町区と神田区とが一緒になり、誕生しました。それから今日まで、発展する大東京の中心地としての役目を果してきました。区では、毎年この日に、区の発展の跡をかえりみると共に、将来へのなご一層の伸展を願い、参会者のかたがたと一緒に祝うことにしています。

当日は、第一部に、遠山区長のあいさつや、区政功労者の表彰があり、第二部では、映画が上映されます。

区議会

建設委員会

2月22日午前9時から東京都足立清掃事務所、夢の島を視察しました。

文教委員会

3月4日午後1時から第一議員

控室で

各委員会の視察

区民厚生、建設、文教の各委員会は、所管事務についてそれぞれ行政視察をしました。

第一回区議会定例会は

3月8日に招集されます

第一回区議会定例会は、3月8日午後1時から、区議事堂で開かれます。

改正する条例
▽区国民健康保険条例の一部を改正する条例

こんどの定例会に提案される主な議案は、つぎのとおりです。

▽区立学校設置条例の一部を改正する条例
計補正予算
▽昭和40年度国民健康保険事業会計補正予算

▽区役所出張所設置条例の一部を
▽昭和41年度一般会計予算

出るとき、寝るとき

火の元を確かめよう

2月28日～3月13日 春の火災予防運動

火事は、一しゅんにして、人を不幸におとしれます。

え、「死者の防止」に重点をおいて、春の火災予防運動を、2月28

先日の飯田町の火事では、四名の尊い犠牲者を出しました。これから春先にかけては、空気が乾燥したり、強い風が吹いて、一度火を出すと、大火になる危険があります。

おたがいに十分気をつけて、家を留守にするとき、寝るときには必ず火の元を確かめましょう。

▽昭和41年度国民健康保険事業会計予算

明るく正しい選挙推進 協議会と推進委員大会

明るく正しい選挙推進協議会と推進委員では、2月23日区役所五階会議室で、明るく正しい選挙推進活動について反省会を開きました。

協議会委員五名と、推進委員五十五名が、遠山区長から感謝状を受けたあと、全国市区選管連合会長の宮島幸太郎氏から、明るく正しい選挙推進について、参考になる講演を聞いてから懇談会形式の反省会を行いました。



金十三万円Ⅱ小学校児童の血液型
バッヂの費用として

神田神保町一ノ四十三

上本 将氏

金二万八千円Ⅱ小学校児童の血液
型バッヂの費用として

神田神保町一ノ三十一

加賀 永一氏

児童図書懇話会

日時 3月16日(水) 午後2時から4時まで

場所 千代田図書館児童室

題目 「読書のしつけ」

講師 教育家 滑川道夫氏

幼稚園、小・中学校 の卒業式の日どり

幼稚園修了式

3月19日午前10時から各小学校の講堂で

小学校の卒業式

3月25日午前10時から各小学校

の講堂で

鎌倉臨海学園の卒業式

3月20日午前10時から鎌倉臨海

学園で

中学校の卒業式

3月18日午前10時から各校の講

堂で

民踊大会

3月27日午後1時から、千代田区公会堂で

民踊連盟のひとたちが、各地区別

にわかれ、民踊を発表しあいます。

見学無料。どうぞ近所のかたがた

とさそいあっておいでください。

仙石荘で 春をお楽しみください

3月10日～3月31日の

仙石荘利用状況

(3月2日現在)

日	利用できる人員	日	利用できる人員	日	利用できる人員
10(木)	51名	19(土)	0名	28(月)	0名
11(金)	39	20(日)	0	29(火)	0
12(土)	12	21(月)	6	30(水)	0
13(日)	30	22(火)	休	31(木)	0
14(月)	43	23(水)	休		
15(火)	51	24(木)	休		
16(水)	33	25(金)	57		
17(木)	30	26(土)	0		
18(金)	28	27(日)	0		



特別区民税・都民税（個人分）、個人事業税、所得税の申告は、共同受付けて

申告はお早目に

特別区民税・都民税（個人分）と、個人事業税の申告は、3月22日までに、所得税の確定申告は、3月15日までに、すませてください。

確定申告をする人は、共同受付けをご利用ください。

3月15日までは、麴町・神田両税務署で、所得税の確定申告と同時に、特別区民税・都民税（個人分）と、個人事業税の申告も一緒に受付けます。

確定申告をしないひとは、3月22日までに、申告をすませてください。

内容についての問合せは

固定資産課税台帳 の縦覧は

3月1日から 3月22日までです

（日曜祭日は除きます。）

千代田税務事務所

▽特別区民税・都民税（個人分）

については、区役所総務部税務課へ
（261）〇一五一

▽個人事業税については、千代田税務事務所個人事業税係へ
（262）二一四一

▽所得税については

麴町税務署所得税係へ

（231）五二八一

神田税務署所得税係へ

（294）四八一

共同納税相談のおしらせ

区では、税務事務所、税務署、商工会議所、税理士会などと、共同で、つぎのとおり納税相談を行なっています。お気軽にご利用ください。

日時 3月15日までの毎日午後

前9時から5時まで

場所 麴町・神田税務署

区と取引したい

業者の方へ

区では、昭和41年度中に工事請負、設計、測量、地質調査の受託や物品の製造請負、販売など区と取引したい方は、次のとおり見積参加願の申請受付をしています。

受付期間 3月1日から3月31日まで

受付場所 総務部財務課契約係

必要用紙 工事関係の用紙は、東京都弘済会（丸ノ内三ノ一都庁内国鉄ガード下家具店内）で買

い求めています。

物品販売の用紙は、契約係でも

らってください。無料です。

なお、禁治産者、準禁治産や破産者は、申請できません。

緑の羽根募金に協力を

3月1日から4月10日までは、緑の羽根募金期間です。

区では、出張所を通じ、町会のみなさんに、緑の羽根募金の協力をお願いしています。集められたお

金は、水源林の造林や公園や街路の植樹に使われます。

植えて育ててみどりの都にするため、みんなでこの募金運動に協力しましょう。

3月の老人のつどい

11日 神保町区民館

15日 万世橋区民館

22日 番町区民館

26日 神田公園区民館

28日 今川小講堂（和泉橋出張所地区のおとしより対象）

時間は、午後1時～4時

ふな釣り大会

3月20日茨城県の新利根川本流の幸田橋から新利根橋までの間で

集合場所 3月20日午前1時、国

電秋葉原駅西口

参加資格 区内に住んでいるひとか勤めているひとまたは、区釣

友連盟の会員

費用 六百元

定員 百五十名

申込み 3月9日までに、区教

委体育係へ申込んでください。

定員になり次第、切り替ります。

区民のつどい

復氏届について

問 私は、戦前甲野太郎と結婚し長男春雄をもうけました。その後夫甲野が死亡しましたので、乙山次郎と再婚し、長女花子が生まれました。長女花子は他に嫁ぎ、夫乙山次郎も死亡しました。今度前夫甲野との間に生まれた長男春雄に、扶養してもらうことになりました。私の姓が乙山姓から甲野姓に変更できるならば私にも長男春雄にも好都合です、私も長男もそれを希望しています。甲野姓にもどれるでしょうか。

答 あなたが届出人となり、あなたの本籍地が、住所地の区役所の戸籍係にいて、復氏届二通と戸籍謄本二通（区役所によつては、一通でもよいところもあります）をお出しになれば、乙山姓から甲野姓に変わります。